

## 2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※ 1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成___年分)	Ⓐ(前年分の付表の②欄の金額) 円	Ⓑ(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) Ⓛ Ⓒ(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分 (平成___年分)	Ⓓ(前年分の付表の②欄の金額)	Ⓔ(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) Ⓕ(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (Ⓐ - Ⓑ - Ⓒ) Ⓛ ⑨
本年の前年分 (平成___年分)	Ⓖ(前年分の付表の②欄の金額)	Ⓗ(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) Ⓘ(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ (Ⓓ - Ⓛ - Ⓜ) Ⓛ ⑩
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (Ⓐ+Ⓓ+Ⓖ)	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑬へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (Ⓓ+Ⓖ+Ⓘ)	⑩	申告書第三表⑬へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	申告書第三表⑬へ(※2) Ⓛ	⑪ 432656

\* 1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の⑪欄の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

\* 2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

## 3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後 の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (⑥-⑩)	申告書第三表⑬へ Ⓛ
--	------------

\* ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します（翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すための申告が必要です。）。